

行政手続制度の概要について

- 1 行政手続制度は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的として、本市が行う処分、行政指導、届出等について、共通のルールを定めたものです。

2 主な行政手続

●申請に対する処分

法令等に基づき、行政庁の許認可等を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものに対する処分のことをいいます。

<審査基準>

申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準のことで、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとして定めることとされています。

<標準処理期間>

申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間のことで、これを定めるよう努めることとされています。

●不利益処分

行政庁が、法令等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分のことをいいます。

<処分基準>

不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準のことで、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとして定めるよう努めることとされています。

●行政指導

本市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいいます。

●届出

行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除きます。）であって、法令等により直接に当該通知が義務付けられているものをいいます。

3 新たに追加される制度（平成27年4月1日から施行）

●行政指導の中止等の求め

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は本市若しくは三重県の条例（以下「法律等」といいます。）に置かれているものに限ります。）の相手方は、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができます。

●処分等の求め

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限ります。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができます。